

墓所使用料・管理料還付請求書

金

円也

ただし、須賀川市市営墓地条例施行規則第 18 条の規定による還付金として

使用場所	区域	第	区	号
使用面積	平方メートル			
許 可	年 月 日			
	須賀川市指令 第 号			
還付基礎	既納使用料	円の 80% の額		
	既納管理料	円の 80% の額		

上記の還付金を請求します。

年 月 日

須賀川市長 様

請求者 住 所

氏 名

墓所使用料・管理料還付請求書

金 145,600 円也

ただし、須賀川市市営墓地条例施行規則第18条の規定による還付金として

使用場所	規制区域	第3-3区230号
使用面積	4 平方メートル	
許可	平成18年5月1日	
	須賀川市指令 第1820号	
還付基礎	既納使用料	152,000円の80%の額
	既納管理料	30,000円の80%の額

上記の還付金を請求します。

平成 年 月 日

須賀川市長 様

請求者 住 所 須賀川市八幡町135

氏 名 須賀川 太郎